

ふくしまカーボンニュートラル実現会議総会及び
ふくしまゼロカーボンアワード2026に
係る表彰式運営等業務

一 般 競 争 入 札
入 札 説 明 書

令和8年7月

福島県生活環境部環境共生課

この入札説明書は、ふくしまカーボンニュートラル実現会議総会及びふくしまゼロカーボンアワード2026に係る表彰式運営等業務委託について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）に基づき、入札に参加する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めたものである。

1 発注者（契約権者）

福島県知事 内堀 雅雄

2 入札に付する事項

（1）件名及び数量

ふくしまカーボンニュートラル実現会議総会及びふくしまゼロカーボンアワード2026に係る表彰式運営等業務 一式

（2）仕様等

別紙仕様書のとおり

（3）履行期間

契約日から令和9年3月31日（水）まで

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

（1）施行令第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しない者であること。

（2）公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置を受けていない者であること。

（3）会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続き開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。

（4）仕様書に定める仕様に合致した業務又はこれと同等の業務について履行実績があり、かつ、確実に履行できる者であること。

（5）福島県内に本店、支店または営業所を有する者であること。

4 入札に参加する者に必要な資格の確認

（1）入札に参加を希望する者は、3に掲げる必要な資格の確認を受けるため、次に示す書類を、令和8年7月10日（金）から令和8年7月21日（火）までの午前8時30分から午後5時15分までに、5の（1）に掲げる場所に郵送又は持参により提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認の申請をすること。ただし、郵送による場合は、書留郵便とし、封筒に「一般競争入札参加資格確認申請書在中」と朱書きのうえ、令和8年7月21日（火）午後5時15分まで必着とする。

なお、期日までに申請を行わなかったときは、入札に参加する者に必要な資格が与えられない場合があるので注意すること。

このほか、必要に応じて入札参加資格を確認するための書類の提出又は聴取等を求めることがある。

ア 一般競争入札参加資格等確認申請書（様式１）

イ 会社概要（任意様式による）

ウ 業務経歴書（様式１－１）

（注）返信用封筒として、表に申請者の住所及び商号又は名称を記載し、所定の料金（４６０円）の切手を貼った長形３号封筒を提出（郵送による場合は同封）すること。

（２）資料作成等に要する費用は、入札者の負担とし、いったん受領した書類は返却しない。

（３）入札参加資格審査結果については、一般競争入札参加資格確認通知書（様式２）により、令和８年７月２４日（金）以降、入札者に対して通知する。

５ 入札書の提出場所等

（１）入札に関する書類の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号 ９６０－８６７０

住 所 福島県福島市杉妻町２番１６号
福島県生活環境部環境共生課

電 話 ０２４－５２１－７８１３

F A X ０２４－５２１－７９２７

電子メールアドレス zero_carbon@pref.fukushima.lg.jp

（２）入札説明書及び入札関連資料

福島県生活環境部生活環境総務課ホームページからダウンロード入手すること。

（３）入札及び開札の日時及び場所

日 時 令和８年７月３１日（金）午前１０時３０分から

場 所 福島県庁西庁舎１０階 生活環境部会議室（大）（福島県福島市杉妻町２-１６）

６ 入札書の提出方法

（１）入札書は封書に入れて密封し、かつ封書に次の事項を記載すること。

ア 氏名（法人にあたっては、商号又は名称）

イ 〔７月３１日開札 ふくしまカーボンニュートラル実現会議総会及びふくしまゼロカーボンアワード２０２６に係る表彰式運営等業務の入札書等在中〕

（２）入札書には、次の事項が記載されていなければならない。

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札者の住所、商号又は名称、代表者職・氏名の記載及び代表者の押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をすること。

ウ 代理人をして入札する場合の入札書には、入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名のほかに、当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること。なお、代理人は委任状（様式４）を持参すること。

- （３）郵便により入札する場合は、封筒に「入札書在中」と朱書きし、書留郵便により行うものとし、令和８年７月３０日（木）午後５時００分までに５の（１）に掲げる場所に必着のこと。

７ 入札保証金

- （１）入札に参加を希望する者は、５の（３）に掲げる日時までに入札金額（消費税及び地方消費税を含む）の１００分の３以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
- （２）入札保証金は、あらかじめ県が発行した納入通知書により現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするが、又はその納付に代えて担保として財務規則第１６９条第１項各号に規定する有価証券を提出するものとする。
- （３）入札者で入札保証金を納付した者は、県が発行した入札保証金に関する納入通知書により納付した領収書を５の（３）に掲げる日時及び場所に持参すること。
- （４）財務規則第２４９条第１項各号（別記１）のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

なお、入札保証金納付の免除を申請する者は、４の（１）に掲げる期日までに、入札保証金納付免除申請書（様式５）、業務実績証明書（様式５－１）、業務実績証明願（様式５－２）により５の（１）に掲げる場所まで申請するものとする。

ただし、入札保証保険により免除申請をしようとする者は、４の（１）に掲げる日時までに５の（１）に掲げる場所まで申請するものとする。

８ 入札方法及び開札等

- （１）開札は５の（３）で指定する日時及び場所で行う。
- （２）開札に先立ち、入札者は次の書類により確認を受けるものとする。
- ア 一般競争入札参加資格確認通知書（様式２）（入札者が本書又は写しを持参すること。）
 - イ 委任状（様式４）・・・代理人出席の場合
 - ウ 県が発行した入札保証金に関する納入通知書により納付した領収書・・・入札者で入札保証金を納付する者
- （３）開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行うものとし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、本入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせて行うものとする。
- （４）開札の結果、予定価格に達した入札者がいないときは、直ちにその場所において再度入札に付すことができるものとする。なお、再度入札は２回に限るものとする。
- ア 初回入札が無効（ただし、１２の（６）・（７）・（８）に該当する場合を除く。）となつた者は、再度入札に参加できないものとする。
 - イ 代表者又はその委任を受けた者が欠席の場合には、再度入札は棄権とみなす。

9 入札者に要求される事項

4の(1)に掲げる書類を提出し、一般競争入札参加資格確認通知書(様式2)により入札参加資格があると認めた者とする。また、入札者は、開札の前日までの間において提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

10 入札心得

(1) 入札者は、入札説明書、仕様書、入札公告等を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、仕様書等について疑義がある場合において、一般競争入札仕様書等に関する質問書(様式6)により、説明を求めることができる。

一般競争入札仕様書等に関する質問書(様式6)は、郵送又は電子メールで送付することとし、送付の後、電話で確認を取ることを。

質問書によるものは、一般競争入札仕様書等に関する回答書(様式7)により福島県生活環境部生活環境総務課ホームページに掲載する。

受付期間 令和8年7月10日(金)から令和8年7月15日(水)
午後5時15分まで

受付方法 郵送又は電子メール

受付場所 5の(1)に掲げる場所

回答予定日 令和8年7月17日(金)以降

(2) 入札者は、所定の日時及び場所に本人が出席して入札書(様式3)を提出することを原則とするが、都合のある時はこの限りでない。

(3) 入札者は、代理人をして入札させるときは、その委任状(様式4)を持参させ、確認を受けなければならない。

(4) 入札者又は代理人は、本入札に際し、他の入札者の代理人になることができない。

(5) 入札者は、次の各号の一に該当する者を入札代理人にすることができない。

ア 契約の履行に当たり故意に業務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合(談合)した者

ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 契約の適正な履行の確保又は給付の完了の確認をするための必要な監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(6) 開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。

(7) 開札開始時刻後においては、入札者又はその代理人は、開札場所に入場することができない。

(8) 入札者又はその代理人は、入札書を一旦提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回をすることができない。

11 入札の取り止め等

入札者が連合（談合）し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

12 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) この入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) この入札説明書において示す入札に関する条件に違反した入札
- (3) 所定の入札保証金又は有価証券を納付又は提供しない者のした入札
- (4) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (5) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札
- (6) 記名、押印を欠く入札
- (7) 金額を訂正した入札
- (8) 誤字・脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (9) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
- (10) 明らかに連合によると認められる入札
- (11) その他、入札に関する条件又は県において特に指定した事項に違反した入札

13 落札者の決定方法

- (1) 財務規則の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいない場合は、施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約をすることができる。

14 契約保証金に関する事項

- (1) 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払い保証をしたものに限る。）で納めるものとするが、又はその納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券を提出するものとする。
- (3) 財務規則第229条第1項各号（別記2）のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (4) 契約保証金の減免については、落札者に別途連絡する。

15 契約書の作成

- (1) 落札者は、次の各号に掲げる場合においては、落札決定の日から起算して10日以内に、当該各号に掲げる措置を行わなければならない。ただし、契約権者の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

ア 契約書を作成する場合、契約権者が指示する契約書案に住所・氏名その他必要な事項を記載し、これに記名押印し、関係書類を添えてこれを契約権者に提出すること。

イ 契約内容を記録した電磁的記録（以下「電子契約書」という。）により契約を行う場合、契約権者が指示する電子契約書に契約権者が定めるところにより電子署名を行い、関係書類を契約権者に提出すること。

- (2) 落札者が、前項に規定する期間内に前項各号に定める措置を行わないときは、落札は、その効力を失う。

- (3) 契約の確定時期は、地方自治法第234条第5項の規定により両者が契約書に記名押印したとき、又は県が調達した立会人型電子契約サービスを利用した電子契約により、両者が電子署名を行ったときに確定する。

- (4) 本契約案件は、県が調達した電子契約サービスを利用した契約締結を行うことができる。

落札者は、電子契約による契約締結を希望する場合は、すみやかに「電子契約利用申出書兼メールアドレス確認書」に必要事項を記載のうえ、発注機関の環境共生課宛に電子メールにより提出すること。（※電子契約を希望しない場合は従来の書面による契約とする。）

なお、電子契約の詳細については、福島県ホームページの電子契約サービスのページを参照すること。

（電子契約サービスのページ／

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01115c/nyusatsu-160.html>）

16 契約条項

契約書（案）及び財務規則による。

17 その他

本入札説明書受領者は、本入札手続き以外の目的で次の行為を行ってはならない。

- (1) 本説明書の第三者への閲覧、貸与又は譲渡
- (2) 第三者への配付を目的とした本説明書の複写
- (3) 第三者への本説明書複写物の配布

18 当該調達契約に関する事務を担当する課

5の(1)に同じ

別記 1

福島県財務規則（抜粋）

（入札保証金の減免）

第 249 条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- （1）一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結しているとき。
- （2）一般競争入札に参加する資格を有し、過去 2 年間に官公署（予算決算及び会計令第 99 条第 9 号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないおそれがないと認められるとき。
- （3）試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- （4）その他別に定めるとき。

2 略

別記 2

福島県財務規則（抜粋）

（契約保証金の減免）

第 229 条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- （1）契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。
- （2）契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。
- （3）契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 3 第 2 号の規定により財務大臣が指定する金融機関（次条第 2 項において「保険会社等」という。）と工事履行保証契約を締結したとき。
- （4）過去 2 年間に官公署（予算決算及び会計令第 99 条第 9 号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

（5）～（18）略

以下略